

## 熊本市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

制定	平成26年11月14日	健康福祉子ども局長決裁
改正	平成27年4月1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成28年4月1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成30年4月1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成31年3月29日	高齢介護福祉課長決裁
	令和5年3月29日	介護保険課長決裁
	令和7年7月24日	健康福祉局長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の3及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（令和6年4月4日付老発第0404第3号厚生労働省老健局長通知）の規定に基づき、法第115条の3第2項により熊本市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出るとされた指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、的確かつ効果的な検査の実施し、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的とする。

### (検査実施機関)

第2条 検査は、健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課が実施する。

### (検査の種類)

第3条 検査の種類は次の各号のとおりとする。

#### (1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、定期的に書類等の提出又は事業者本部等への立入り若しくはオンライン会議システム等の方法により実施するものとする。

#### (2) 特別検査

指定又は許可を受けている介護サービス事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消処分相当の事案が発覚した場合に、事業者本部等への立入り等の方法により実施するものとする。

### (検査対象等)

第4条 検査計画及び検査対象の選定は次の各号のとおりとする。

#### (1) 一般検査

原則として概ね6年に1回実施するものとし、毎年度策定する実施計画に基づき、検査対象を選定するものとする。

#### (2) 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

(検査方法等)

第5条 一般検査及び特別検査は、次の方法により行うものとする。

(1) 実施通知

検査の対象となる介護サービス事業者を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該事業者に原則として検査実施日の1月前までに通知するものとする。なお、特別検査については、あらかじめ通知したのでは実効性のある実態把握ができないと認められる場合は、特別検査開始時に通知する。

ア 検査の根拠規定

イ 検査の日時及び場所

ウ 検査担当者

エ 出席者(役職名等で可)

オ 準備すべき書類等

(2) 検査方法

検査は、「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針(令和6年4月4日付老発第0404第3号厚生労働省老健局長通知)を踏まえ実施するものとする。

(検査後の措置)

第6条 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、文書で通知するものとする。

(1) 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。この場合、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(3) その他

(1)及び(2)の行政上の措置に係る対応については、期限(対応に要する時間を考慮し、適宜設定)を付して報告を求めるものとする。なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項についても、同様に改善報告を求めるものとする。

2 介護サービス事業者が、前項第2号に規定する命令に違反した場合は、関係市町村長に文書により通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月24日から施行する。